平成２５年（フ）第１２号
大分県佐伯市大字上岡2160番地　市営城西団地Ｃ棟101号
破産者　小嶋　佑城
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２５年（フ）第４４３号
神奈川県足柄上郡中井町井ノ口2419番地の23
破産者　渡辺　純子
１　決定年月日　平成25年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４０号
栃木県小山市城東７丁目22番31号　横塚住宅西、従前の住所栃木県小山市犬塚５丁目８番地16
破産者　諏訪　雅也
１　決定年月日　平成25年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第３９８号
山梨県甲府市国母２丁目４番26号
破産者　望月　憲一
１　決定年月日　平成25年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１号
長崎県島原市北門町1330番地１、前住所長崎県島原市北門町1330番地３
破産者　本多　英雄
１　決定年月日　平成25年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第１７７９号
札幌市北区屯田６条２丁目４番４号
破産者　吉泉　辰司
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４４号
神奈川県横須賀市鴨居１丁目11番20号
破産者　後藤　友子
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２９３号
福井市城東４丁目５番２号
破産者　村中四十四
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０２号
福井市剣大谷町第１号28番地
破産者　馬場　義則
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４１９号
静岡市駿河区みずほ２丁目７番地の23　ルミエールみずほ205号、旧住所静岡市駿河区鎌田153番地の５
破産者　森田　勇夫
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４７６号
静岡県藤枝市五十海３丁目３番13号　ヴィラ・リバーサイド105号、旧住所静岡県焼津市石津向町23番地の11　マーベラスＢ202
破産者　江端　亮太
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５１９号
名古屋市中村区砂田町２丁目12番地　サニーコート砂田103号
破産者　松尾　　孝
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４３６号
愛知県北名古屋市鹿田坂巻２番地１　スターブル・ユウ201号室
破産者　岩田　麻希（旧姓尾﨑）
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５５３号
名古屋市中村区森末町３丁目45番地の２
破産者　近藤　初男
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６３４号
名古屋市熱田区森後町３番22号　ファミール森後６Ｃ号、従前の住所名古屋市熱田区森後町７番10号　グランデ神宮前中駒ビル1006号
破産者　金井光三こと　金　　光烈
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７４８号
京都府宇治市木幡中村24番地　メゾン・トワ701号、開始決定時の住所京都市伏見区深草大亀谷安信町92番地
破産者　北川久美子
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１８７号
大阪府泉大津市東港町11番９号　幸福荘Ｄ―１号、前住所大阪府泉大津市東港町３番１号
破産者　遠藤　　諭
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３４３号
大阪府泉佐野市旭町３番22号、前住所大阪府岸和田市河合町1725番地
破産者　藤岡製作所こと　藤岡　寛治
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係